

「平成27年度山口県食品衛生監視指導計画」概要

○重点監視事項

◇食品等事業者が講じている措置の点検・確認

- ・食品の安全確保は、食品等事業者の責務であり、その責務を果たし安全な食品を供給するため、食品等事業者に対し、成分規格、製造基準、施設基準等の遵守を徹底させるとともに、本年4月に施行される食品表示法に基づく新たな表示基準の周知徹底を図ります
- ・「食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例」に定める管理運営の基準（以下、「管理運営基準」という。）の改正に伴い、食品等事業者に対して、HACCPによる衛生管理の普及促進に向けた指導を行います
- ・昨年度の輸入食品への異物混入による大規模な自主回収事案を踏まえ、輸入業者に対し、衛生管理や輸入食品の流通状況の把握を指導します

◇食中毒予防対策の強化

- ・ノロウイルスによる食中毒が多発していることから、食品等事業者に対し、調理従事者からの汚染防止等について、重点的に指導するとともに、県民等に適切な予防方法等を啓発します
- ・多数の参加者が見込まれる大規模イベント（世界スカウトジャンボリー、ねんりんピックおいでませ！山口2015）における食品衛生対策を徹底します

第1 策定の趣旨

平成27年度に山口県が実施する食品衛生に関する監視指導を重点的、効率的かつ効果的に実施するために、「山口県食品衛生監視指導計画」を策定し、安心・安全な食品の生産、製造・加工及び流通の確保を図ります。

第2 監視指導に関する基本的事項

食品供給行程（フードチェーン）の各段階における監視指導を、関係部局と連携のもとに重点的、効率的かつ効果的に実施します。

第3 監視指導の実施体制等

保健所、環境保健センター等における監視・検査体制の確保に努めます。
国、他自治体、本県の農林水産部局及びその他の部局等との連携を図ります。

第4 監視指導の実施

「食品等事業者が講じている措置の点検・確認」と「食中毒予防対策の強化」に重点をおき、監視指導を実施します。

業種（施設）ごとに、営業の実態、施設の管理状況、食中毒の発生頻度等を踏まえた効果的、計画的な監視指導を行うとともに、大規模イベント関連施設を重点的に指導します。

また、食品の製造・流通段階において異物の混入防止のための取組が徹底され、食

品の安全性が確保されるよう、食品等事業者に対する監視指導を徹底します。

第5 食品等の収去検査等

県内で生産、製造、加工される食品及び県内で流通する食品について、各保健所が収去し、保健所及び環境保健センターが食品衛生法等に基づく検査を計画的に実施するとともに、結果及び措置などを県ホームページ等で速やかに公表します。

第6 違反を発見した場合の対応

立入検査時は、原則として、その場において改善を指導しますが、違反の程度により、書面での指導等を行うとともに、改善措置状況を確認します。

収去検査では、廃棄、回収等の措置及び再発防止等の措置を徹底させるとともに、その他必要な措置を執ります。

県民に健康被害が発生し、又は発生するおそれがあり、県民に注意を促す必要があると判断される場合は、原則として公表します。

第7 食中毒等健康被害発生時の対応

山口県食中毒処理対策要綱(平成9年山口県制定)に基づき、迅速かつ的確な対応・調査を実施します。

必要に応じ、関係部局と連携を取りながら原因究明と被害の拡大防止を図ります。

第8 食品等事業者の自主的な衛生管理の促進

講習会やホームページ等による情報提供を行うことにより、食品等事業者の自主的な衛生管理の促進を図ります。

食品等事業者の自主的な衛生管理が推進されるよう、管理運営基準の改正に伴い、食品等事業者に対して、食品への異物混入や食中毒発生の防止に有効なHACCPによる衛生管理の普及促進に向け、適切な指導を行います。

第9 食品表示の適正化

食品等事業者に対し、本年4月に施行される食品表示法に基づく新たな表示基準を周知し、その遵守及び表示適正化に向けた自主的な取組を促進するとともに、県民(消費者)への食品表示に関する正しい知識の習得と理解の促進を図ります。

第10 関係者相互間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の実施

「やまぐち食の安心・安全推進協議会」における意見交換、「食の安心コミュニティ活動リーダー」の活動、「サイエンスカフェ」、「食の安心・安全お届け講座」等を通じ、引き続き、リスクコミュニケーションの推進に努めます。

県民に食の安全に係る情報提供や食品の取扱いに関する啓発等を行います。

第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

食品等事業者に対し、食中毒予防や食品表示に関する講習会等を開催します。

また、消費者を「食の安心モニター」として育成し、食品表示のモニタリング等の実施を促進します。

食品衛生監視員等に対しては、技術研修を行うとともに、厚生労働省等が実施する研修に派遣します。